

様式コード					
4	2	4	3	0	2

事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

## 日・イタリア社会保障協定 国民年金・雇用保険 適用証明書交付申請書

◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

令和 年 月 日 提出

個人番号(または基礎年金番号)		被保険者氏名 (フリガナ)			*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。
生年月日		性別	日本国における被保険者住所		協定相手国
<input type="checkbox"/> 5. 昭和 <input type="checkbox"/> 7. 平成 <input type="checkbox"/> 9. 令和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 1. 男 <input type="checkbox"/> 2. 女	(フリガナ) 〒		(イタリア) 023

### 就労の形態

- 151. 日本国内で自営業者であり、一時的(5年以内の見込)に、イタリア国内で同様の自営活動を行う場合(協定第7条4該当)
  - 150. 日本国内の事業所からイタリア国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合(協定第7条1該当)
  - 00. 被用者としてイタリア船籍の海上航行船舶において就労するが、雇用者の所在する国が日本である場合(協定第8条該当)
  - 152. 上記以外でイタリア国内の事業所で就労するもしくは自営活動を行うが、イタリアの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第10条該当)
- \*「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

就労の開始予定年月日 (西暦)年 月 日	就労の終了予定年月日 (西暦)年 月 日
イタリアにおける税務番号および就労先(事業所)の名称 (税務番号: codice fiscale)	
*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。	

イタリアにおける就労先(事業所)の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。	
イタリアにおける連絡先住所および電話番号 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。	
(TEL) 考	

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

日本の事業主記入欄(被用者の場合のみ記入)	
上記内容は、事実に相違ないことを証明します。	
(所在地) 〒	
(名称)	
(事業主氏名)	
(電話)	( )- ( )- ( )

受付日付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

## 申請にあたっての留意点

この申請書は、国民年金の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、年金事務所に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 日本国内で自営業者であり、一時的(5年以内の見込)に、イタリア国内で同様の自営活動を行う場合(協定第7条4該当)
- b. 日本国内の事業所からイタリア国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣される場合(協定第7条1該当)
- c. 被用者としてイタリア船籍の海上航行船舶において就労するが、雇用者の所在する国が日本である場合(協定第8条該当)
- d. 上記以外でイタリア国内の事業所で就労するもしくは自営活動を行うが、イタリアの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第10条該当) ※「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

\* ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき日本の社会保障制度のみに加入する(イタリアの社会保障制度の加入が免除される)根拠となる証明書です。

申請書を提出した後、適用証明書の交付前に、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続が必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・イタリア社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からイタリアの実施機関に提供することができます。

この申請書により日本年金機構が交付する適用証明書は、雇用保険制度の適用を証明するための証明書も兼ねています。**適用証明書が交付された後に、事業主が証明書の裏面に「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写しを貼付してください(当該通知書の写しをこの申請書に添付する必要はありません)**。雇用保険制度に関するご質問等は、厚生労働省職業安定局雇用保険課適用係(03-5253-1111)までお問い合わせください。

なお、日本で年金制度には加入しておらず、雇用保険制度にのみ加入している被用者が、一時的にイタリアに派遣される場合に必要となる適用証明書は、この申請書では交付することができません。申請方法については、厚生労働省職業安定局雇用保険課適用係までお問い合わせください。

## **申請書の記入方法**

「個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード※または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。

基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。

※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

「被保険者氏名」:

申請する被保険者の氏名を「漢字」、「カタカナ」および「ローマ字(大文字ブロック体)」で記入してください。

「生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック()してください。

「日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。日本における住所がない場合は、日本での最終の住所を記入してください。

「就労の形態」:

該当する番号のボックスをチェック()してください。

「152」に該当する場合は、「備考」欄に具体的な状況およびイタリアの制度が適用されることによりどのような不利益を被るかを必ず記入してください。この場合には、イタリアの担当機関との協議が必要となる場合があります。この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われます。

なお、適用証明書を交付できるかどうかはイタリアの担当機関との協議結果によります。

「就労の開始予定年月日」および「就労の終了予定年月日」:

イタリア国内において就労を開始する予定の年月日および就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

日・イタリア社会保障協定の発効日(2024(令和6)年4月1日)においてすでにイタリア国内で就労を開始している場合には、「就労の開始予定年月日」を「2024年4月1日」として記入してください。発効日から派遣が開始されたものとして取り扱われます。ただし、発効日から6ヶ月を経過した後に申請が行われた場合は、発効日からではなく、申請書の受付日からイタリアの制度の加入が免除されることになりますので、ご注意ください。(なお、この場合、イタリアの担当機関と協議のうえ合意する必要があるため、「152」のボックスをチェック()してください。)

「イタリアにおける税務番号および就労先(事業所)の名称」:

イタリアにおける事業所の税務番号(数字11桁)を左づめで記入してください。ただし、自営業者等のためイタリアにおける事業所が無い場合は個人の税務番号(英数字16桁)を記入してください。なお、この申請書を提出する時点で税務番号が付されておらず記入できない場合はその旨を「備考」欄に記入してください。その場合は、適用証明書の交付後に税務番号が付された際に適用証明書の「3 イタリア共和国における事業所」の「税務番号及び事業所名」欄へ税務番号を記入してください。

「日本の事業主記入欄」:

自営業者の方は記入不要です。日本の事業所の被用者の方のみ、日本の事業主より申請内容について証明を受けてください。

## **【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】**

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類:通知カード※2、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元(実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど※3

※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

※3 上記以外の②身元(実存)確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。